様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

# 科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　２ 年　 ７ 月 １３ 日現在

機関番号：３４３１０
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2019
課題番号：１６Ｋ０２１４５

研究課題名（和文）イェーナ期フィヒテにおける共同性に関する研究

研究課題名（英文）Research of the communality in Fichte's Jena Philosophy

研究代表者
中川　明才（Nakagawa, Akitoshi）

同志社大学・文学部・教授

研究者番号：５０４２４９７４

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、カントと並びドイツ古典哲学を代表するフィヒテの前期（イェーナ期）の哲学における共同性の概念を解明するものである。研究にあたっては、歴史的・体系的に整合的な文献読解を通して、同時期のフィヒテの体系構想を解明するとともに、フィヒテによるカントの批判的超越論哲学の継承という枠組みにおいて、有限な理性的存在者同士の相互関係が、自我の原理に基づきつつ、法的な体制を媒介した道徳的な共同性として成就されることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究の成果が有する学術的意義は、従来のフィヒテ研究にあっては原理に関する究明と個別的事象に関する研究が連携を欠く傾向があったのに対して、人間知の原理を設定する第一哲学と知の特殊領域に扱う応用哲学が体系構想上、自我の原理に基づく一貫したものとして捉えられるべきことを明らかにした点、また、フィヒテの超越論哲学が、カントの批判哲学と同様に、有限な理性的存在者であるとともに自由で自律的な者でもある人間存在の共同性に関する理論であり、かつその徹底として読解可能となるという、研究上の新たな枠組みを提示した点に存する。

研究成果の概要（英文）：This Research explores the concept of communality in Johann Gottlieb Fichte's early (Jena) philosophy, which represents German classical philosophy along with Kant. In this research, Fichte's systematic conception of the same period was elucidated through a historical and systematic consistent reading of the literature. In the framework of Fichte's inheritance of Kant's critical transcendental philosophy was clarified that the mutual relations between finite rational beings would be fulfilled as the moral communality mediated by the legal system while being based on the principle of the ego.

研究分野：哲学

キーワード：共同性

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

(1)　本研究に関連する国内・国外の研究動向として挙げられるのが、国外では、古くはH.Heimsoeth (1923)によってその問題が示唆され、R.Lauth(1962)、L.Siep(1979)、V.Hösle(1987)などによって継続されている、ドイツ古典哲学における「相互主観性もしくは相互人格性(Intersubjektivität; Interpersonalität)」に関する研究である。いずれの研究も、フィヒテの社会理論やヘーゲルの相互承認論を題材に選ぶとともに、複数の人間的主観による共同性の成立を発生論的に究明した点に、その特徴を有する。それらに加えて、E.Düsing(1986)やA.Honneth(1992)のように、先行研究の成果を、フッサール、ハイデッガー、サルトルの現象学、ミードの社会心理学やシュッツの現象学的社会学と比較するものも散見される。また国内では、入江幸男(1981)や高田純(1981)、藤澤賢一郎(1990)が、ヘーゲル、フィヒテにおける相互主観性についての先駆的な考察をなしている。しかし少なくとも、先行研究において主題化される相互主観性が基本的に人間的主観の相互関係に制限されており、また人間とその他者（具体的には、人間存在の根拠としての存在そのものや、自然的存在者およびその世界としての環境、非有機的な物・道具など）との共同性までを含意した共同性概念が十分に検討されていない、という点において、なお再考の余地を有する。このことは総じて、ドイツ古典哲学に関する社会哲学的研究が大抵の場合、共同性を相互主観性もしくは人間社会と解するところから出発していることに起因していると考えられる。

(2)　しかしドイツ古典哲学の内、フィヒテの主要テクストを読解するかぎり、共同性は複数の主観の相互作用と同一視されるものではなく、むしろそうした相互作用に基礎を与えるもの、可能にするものとして論じられている。研究代表者がこれまで取り組んできたフィヒテの第一哲学いわゆる「知識学」を見ても、単に人間間にとどまらず、人間とその他者との間の共同性にまで考察が進められ、その原理としての、人間的知とその根源である絶対的存在との合一の可能性を問うことから、共同性の哲学的基礎づけがなされている。そもそも共同性とはいかなるものか、共同性はいかなる基礎に基づいて成立するのか、といったことは我々にとっても依然として残された問いである。そこでこうした共同性をめぐる原理的な問いに対して、イェーナ期フィヒテの哲学体系に関する考察と解釈を通して、回答を与えることが本研究の意図するところである。

２．研究の目的

本研究の目的は、カントと並びドイツ古典哲学を代表するJ.G.フィヒテの前期（イェーナ期）の哲学における共同性の概念に関する研究を通して、同時期のフィヒテの体系構想を踏まえつつ、歴史的・体系的文脈という点でより忠実で整合的な文献読解を提起すること、およびその読解を通して、フィヒテがカントの批判的超越論哲学の継承という枠組みにおいて、「自我」の自己関係的原理（原初的には感情という形態をとる自己知）に基づく理念（叡智的・人格的世界）と現実（経験的・自然的世界）との合一によって指示した、人間的主観間の相互関係に留まらない共同性の新たな可能性を、特に18世紀末ドイツにおける思想状況に即して究明することにある。

３．研究の方法

(1)　本研究は、絶対者と人間的主観（自我）との相関関係の内に見出される共同性の成立根拠を解明することを目的とするものであり、そのために、国際的な研究状況から見て検討の余地を残すイェーナ期フィヒテの講義草稿・聴講ノートを題材とし、そこに認められる共同性概念を批判的に考察することを通して、理念としての絶対者に方向づけられた複数の自我による共同性の成立可能性を究明する。

(2)　平成28年度は、まず共同性の概念をめぐって、ドイツ古典哲学において指標的な理論を提示したと考えられるイェーナ期フィヒテの哲学体系を研究対象とし、複数の自我間の共同性の体系的原理としていかなるものが提示されているかを確認した。依拠するテクストとしては、フィヒテの最初の主著『全知識学の基礎』（1794/95年、以下『基礎』と略記）と、それに後続する『新しい方法による知識学』（1796-98年）を扱う。この講義に着目する理由としては、同講義が「私の外なる私と同等の存在者（他我）」の想定可能性への問いに対するフィヒテ自身の回答を含んでいること、『基礎』には見られない人間の相互関係の基礎に関する原理的考察が展開されていること、その原理的考察についての適切な理解を通してのみ、イェーナ期フィヒテの共同性理論とそれに対するシェリングやヘーゲルの批判が解釈可能となることが挙げられる。

(3)　平成29年度は、共同性の基礎に見出される理性的存在者固有の意識構造に関する研究を行った。研究の推進方策としては、道徳意識における満足・不満足の感情、および理性的存在者同士の相互関係における確信をめぐる対立が論じられる『道徳論の体系』（1798年）を重点的に読解するとともに、そうした読解を理論的に補強すべく、同時期の第一哲学に関する最重要文献である『新しい方法による知識学』（1796-99年）の読解を通して、確信の成立に関わる意識の構造分析を行った。

(4)　平成 30 年度はフィヒテにおける共同性概念の拡張の可能性について究明した。より具体的には、法関係と道徳意識に共通して見られる強制と自由の結合を、自然的なものと精神的なものとの総合として捉え直すとともに、その総合のあり方を解明した。研究の推進方策としては、理性的存在者の共同性に関する種々の概念を、体系構想に即して考察し直すとともに、哲学の各部門における自然概念の位置づけの変化の追跡、カントをはじめとする同時代の法論や道徳論との比較を通して、共同性概念および共同性の基礎を成すものの体系的再構成を行った。

(5)　平成 31 年度は、平成 30 年度に着手する予定であったフィヒテにおける共同性概念の拡張の可能性について究明した。より具体的には、法関係と道徳意識に共通して見られる強制と自由の結合を、自然的なものと精神的なものとの総合として捉え直すとともに、その総合のあり方を解明した。研究の推進方策としては、理性的存在者の共同性に関する種々の概念を、体系構想に即して考察し直すとともに、哲学の各部門における自然概念の位置づけの変化の追跡、カントをはじめとする同時代の法論や道徳論との比較を通して、共同性概念および共同性の基礎を成すものの体系的再構成を行った。

４．研究成果

(1)　平成 28 年度の研究では、共同性の概念をめぐって、ドイツ古典哲学において指標的な理論を提示したと考えられるイェーナ期フィヒテの哲学体系を研究対象とし、複数の自我間の共同性の体系的原理としていかなるものが提示されているかを確認した。そのために取り扱ったテクストは、『自然法の基礎』(1796/97 年、以下『自然法論』と略記）と『道徳論の体系』(1797/98 年、『道徳論』と略記）である。

　まず『自然法の基礎』に関しては、理性的存在者としての人間存在の相互作用を基礎づけるものとして導入される法概念について考察を行うとともに、同概念の適用可能性の演繹という試みのもとで見出される、法関係における認識的相互作用（いわゆる「承認」）の諸制約について究明した。これらの考察の結果、理性的存在者間の相互関係はただ理性的にのみ保持されること、言語や仕草を介した他者からの理性的な働きかけは眼前に存在する事物を人格とみなす認識およびその認識を引き起こす自我―客観における理性性の現前によってのみ可能となることを明らかにし、その成果を論文「人間であることを証するもの――フィヒテ『自然法の基礎』第二部の一解釈――」にまとめた。

　『道徳論の体系』に関しては、同著作の課題である道徳性の演繹が共同性における強制の内面化という企図に関わることに注目し、その企図の概要と帰趨について究明した。究明の結果、自由な者同士の相互関係に不可避的に伴う承認への外的強制という契機を、自立性や自由といった自我性の原理に適ったものとする強制の内面化は、自己限定への自然本性的な欲求を、自立性の理念に従った理性的な自己統御のもとにもたらすという、理性的存在者の道徳意識における自然的なものと理性的なものとの総合によって成就されることを明らかにした。またその成果を論文「フィヒテの実践哲学における「道徳的自然」」にまとめた。

(2)　平成 29 年度の研究では、共同性の概念をめぐって、ドイツ古典哲学において指標的な理論を提示したと考えられるイェーナ期フィヒテの哲学体系を研究対象とし、共同性の概念の体系内の位置づけと主たる特徴がいかなるものであるかを確認した。そのために取り扱ったテクストは、『自然法の基礎』(1796/97 年、以下『自然法論』と略記）と『道徳論の体系』(1797/98 年、『道徳論』と略記）である。

　まず『自然法の基礎』に関しては、理性的存在者としての人間存在の相互作用を基礎づけるものとしての法概念の演繹という手続きを再検証することを通して、法概念の演繹が自然的なものと理性的なものの峻別を伴うこと、理性的存在者はその有限性ゆえに、他の理的的存在者によって物件ならざる人格として認識されること（「承認」）を通してはじめて、法関係の内に置かれること、そのかぎりにおいて理性的―自然的存在者としての人間存在が有する自然的側面が理性的な側面に比して副次的なものとして扱われることを明らかにし、その成果を論文「フィヒテと異他的なもの」にまとめた。次に『道徳論の体系』に関しては、行為の動機づけに関するフィヒテの理論を踏まえた上で、法関係における他我による外的強制が道徳意識における自我の内的な自己強制に転換されることを確認するとともに、道徳意識の生成に関するフィヒテの洞察を解明することを通して、法関係の演繹においていったん退けられた自我に対する自然からの影響が、道徳意識の基底をなす没意識的なもの（「自然衝動」）として再回収されること、また自然的なものの秩序づけにあたっては、道徳的確信をめぐる複数の自我による対話による相互交渉が重要な役割を果たすことを明らかにした。またその成果を論文「自我という思想――フィヒテの『道徳論の体系』における隠されたもの――」にまとめた。

(3)　平成 30 年度の研究では、共同性の概念をめぐって、ドイツ古典哲学において指標的な理論を提示したと考えられるイェーナ期フィヒテの哲学体系を研究対象とし、共同性概念の拡張の可能性を究明するのに先立って、共同性の概念の確信を成す「叡知的なもの」がいかなるものであるかを確認した。そのために主に取り扱ったテクストは『新しい方法による知識学』（1796-98 年、以下『新方法』と略記）である。

フィヒテにとって叡知的なものとは、経験的諸制約に依存することのない純粋な思惟の働きに委ねられたもの、そのかぎりで思惟の自由と同一の事態を構成するものであった。しかしこの人間精神に固有の自由は時として自然的なものからの乖離を招き寄せるものでもあり、従って自由の徹底が同時に自然からの解放であると予断される傾向をもって、「自由の体系」というイェーナ期フィヒテの哲学構想に対して反自然主義という特徴づけが与えられることが懸念される。しかしフィヒテの場合、叡知的なものはつねに感性的なものとの連関において捉えられており、とりわけ実践理性の領域においては叡智的なものの感性化が企図されている。この企図はフィヒテの哲学体系においては主として自由意志に関わるものであるとはいえ、それと同時に自由な理性的存在者同士の共同性の概念として想定される叡知的世界にも適用されるべき問題提起でもあることを、『新方法』の読解を通して明らかにした。またその成果を論文「世界における叡知的なもの――フィヒテの「自由の体系」における共同体論――」にまとめるとともに、今回解明された問題構制を踏まえつつ、『新方法』の二つの「序論」を翻訳し公表した。

(4)　平成 31 年度の研究では、共同性の概念をめぐって、ドイツ古典哲学において指標的な理論を提示したと考えられるイェーナ期フィヒテの哲学体系を研究対象とし、共同性概念の具体的な展開としての法制度と道徳的な共同体についての解明を行った。そのために主に取り扱ったテクストは『知識学の諸原理に従った自然法の基礎』（１７９６／９７年）および『知識学の諸原理に従った道徳論の体系』（１７９８年）である。フィヒテにとって共同性とは、自発的で意識的な行為の遂行において自己自身を確証する「自我」の原理に基づくものであり、同一の原理に従った複数の自我による相互関係を基礎とするものである。その自我同士の相互関係が、自らの理性使用に関して無自覚的な個体と自覚的な個体との非対称の関係として成立することを踏まえ、国家に代表される法制度が、理性使用をめぐる教育的な関係の内に基礎づけられることを、『自然法の基礎』に関する解釈を通して解明した。

次いでフィヒテが『道徳論の体系』において、法制度における非対称的な関係を、各個人の道徳意識という内面的な自己関係への還元しようと試みていることを踏まえ、その読解をを通して、道徳意識の深まりにおいて自律的なものとして自覚するに至った複数の自我による、国家とは異なる共同体、道徳的な事案に関する相違する確信をめぐる相互吟味をなす道徳的共同体の構築が企図されていることを解明した。以上の研究成果に関しては、後日公表の予定である。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計6件（うち査読付論文　0件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　0件）

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>中川明才 | ４．巻<br>26 |
| ２．論文標題<br>世界における叡智的なもの――フィヒテの「自由の体系」における共同体論―― | ５．発行年<br>2018年 |
| ３．雑誌名<br>フィヒテ研究 | ６．最初と最後の頁<br>51-64 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>中川明才 | ４．巻<br>68 |
| ２．論文標題<br>翻訳「フィヒテ『新しい方法による知識学』（１）」 | ５．発行年<br>2019年 |
| ３．雑誌名<br>文化學年報 | ６．最初と最後の頁<br>211-242 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>中川明才 | ４．巻<br>25 |
| ２．論文標題<br>自我という思想――フィヒテの『道徳論の体系』における隠されたもの―― | ５．発行年<br>2017年 |
| ３．雑誌名<br>フィヒテ研究 | ６．最初と最後の頁<br>15-28 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| １．著者名<br>中川明才 | ４．巻<br>700 |
| ２．論文標題<br>フィヒテと異他的なもの | ５．発行年<br>2018年 |
| ３．雑誌名<br>理想 | ６．最初と最後の頁<br>82-94 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>中川明才 | 4．巻<br>39 |
| 2．論文標題<br>人間であることを証するもの――フィヒテ『自然法の基礎』第二部の一解釈―― | 5．発行年<br>2016年 |
| 3．雑誌名<br>同志社哲學年報 | 6．最初と最後の頁<br>57-74 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

| | |
|---|---|
| 1．著者名<br>中川明才 | 4．巻<br>697 |
| 2．論文標題<br>フィヒテの実践哲学における「道徳的自然」 | 5．発行年<br>2016年 |
| 3．雑誌名<br>理想 | 6．最初と最後の頁<br>43-54 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし | 査読の有無<br>無 |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>－ |

〔学会発表〕　計2件（うち招待講演　0件／うち国際学会　0件）

| |
|---|
| 1．発表者名<br>中川明才 |
| 2．発表標題<br>世界における叡智的なもの |
| 3．学会等名<br>日本フィヒテ協会第33回大会 |
| 4．発表年<br>2017年 |

| |
|---|
| 1．発表者名<br>中川明才 |
| 2．発表標題<br>自我という思想――フィヒテの『道徳論の体系』における隠されたもの―― |
| 3．学会等名<br>日本フィヒテ協会第32回大会 |
| 4．発表年<br>2016年 |

〔図書〕　計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

６．研究組織

| | 氏名<br>（ローマ字氏名）<br>（研究者番号） | 所属研究機関・部局・職<br>（機関番号） | 備考 |
|---|---|---|---|